

保健室から . . .

1・保健室はこんな所です。

☆お子さんが自ら健康を維持し、高めていく能力を培えるように手助けする所です。
養護教諭がいて、こんな事をおこないます。



- ① 学校で発生した怪我や病気の応急処置
- ② 健康診断
- ③ 保健指導
- ④ 健康相談
- ⑤ 病気・怪我の予防活動
- ⑥ 保健学習、指導の資料の作成と提供
- ⑦ 保健統計
- ⑧ 保健事務

2・就学時の健康診断と結果について

☆就学時の健康診断は、新しく小学生になる児童の心と体の状況を把握し、健康な学校生活が送れるように、適正な指導をする事を目的としています。

- (1) 就学時の健康診断の結果、むし歯、視力、耳鼻、内科 . . . 等で所見のあったお子さんは、入学までに治療するようにして下さい。
- (2) 学習（特に体育、給食）に差し支えのある疾患をもっているお子さんは、診断書または、学校生活管理票の提出をしてもらう場合があります。

3. 定期健康診断について

学校では、毎年4月から6月にかけて健康診断を以下の内容で行います。

- (1) 発育測定（身長、体重）
- (2) 視力測定
- (3) 聴力測定
- (4) 尿検査、ぎょう虫検査
- (5) 心電図検査
- (6) 結核検診
- (7) 歯科検診
- (8) 耳鼻科検診
- (9) 内科健診

保健調査票、心臓病調査票、結核検診問診票、耳鼻科検診問診票等、諸々の調査票があります。
記入箇所がたくさんありますが、ご協力お願いします
各調査票は本日配布、入学式に提出となります

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方

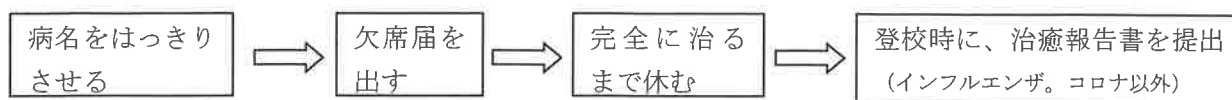
学校医	宮城 剛先生（みんなのクリニック）
学校歯科医	比嘉 良邦 先生（トム子ども歯科クリニック）
学校薬剤師	平良 恭子 先生（薬局：えばわ～な）

4・欠席届

☆学校をお休みする場合は、始業前までに安心メールで連絡して下さい。目的としては、健康状態の把握、感染症罹患の把握やその予防、誘惑事故等の防止、不登校等の早期発見になります。

5・学校感染症について

医師に「感染症」または「その疑いあり」と言われたら、治療を受けると同時に学校へ連絡して下さい。（治癒報告書の様式・・資料1）



（☆学校は、教育を目的とする集団の場であると共に感染の機会の多い場でもあります。感染症にかかっている児童及び疑いのある児童に対しては、学校保健安全法に基づき出席停止の措置がとられます。他人への感染を防ぐとともに、一日も早い回復を図るためです）

《主な学校感染症》

疾患名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後、5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹がすべて消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての水疱がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後、5日を経過しかつ全身状態がよくなるまで。
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	主症状が消退した後2日間を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過しかつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで。

6・学校での応急処置について・・・

☆保健室では、家庭や医療機関へ送るまでの応急処置をします。（家庭でおきたけがは家庭での手当をお願いします。）

☆保健室で休養させる場合は、一時間を目安とし、内服薬は与えません。

☆お子さんの健康管理については、できるだけ努力はしますが、次の場合はお迎えをお願いします。

- ① 発熱している場合（体温が37.5度以上）
 - ② 体温は高くないが、休養しても症状が思わしくなく、担任や養護教諭が学習を続けるのが無理と判断した場合（ひどい咳、重い頭痛、嘔吐、下痢等の持続、気分不良等）
 - ③ 感染性疾患にかかっている疑いのある場合。
 - ④ けがをして、医療機関の受診が必要な場合。
- （※緊急の場合は、学校側が直接医療機関へつれていく事もあります）



7・緊急時の連絡先について

登校後、けがや病気等で連絡が必要になる場合があります。保護者との連絡をスムーズにするために次の事にご協力をお願いします。

- (1) 保健調査票への緊急連絡先は一カ所だけでなく、複数の連絡先の記入をお願いします。(自宅以外に職場、携帯番号等確実に連絡の取れる体制を・・・)
- (2) 連絡先に変更のある場合は、必ず担任にその旨連絡して下さい
- (3) 父母の居場所を明確にしておく。(普段と異なる場所などへの外出する場合は、朝でお子さんに伝えておくとういと思います)

8・独立行政法人日本スポーツ振興センターについて(以下センターという)



(この制度は市と保護者がそれぞれ掛け金を負担し加入する特殊法人です。保護者負担230円です)

☆お子さんが、学校管理下での災害、事故とで医療をうけた場合の費用を給付金として保護者へ支払います。

- (1) 給付金について・・・医療費の合計が保険診療500点以上の場合(自己負担金¥1500以上の場合に給付されます。
- (2) 学校管理下とは・・・学校にいる時はもちろん、決められた通学路を通っての登下校する時の事故も含まれます。(自動車事故で被害者となった場合は、自動車損害賠償法によって救済されるので、対象になりません。)
- (3) 学校で医師に診せると判断した場合は手続きをしますが、下校中のけが等、保護者の判断で診せる事もあるかと思ひます。その際には、申し出がないと把握する事が難しいので、連絡を下さい。

※センターの手続きをする場合は、子ども医療費助成制度は使用できませんので、受診時には一旦窓口での自己負担が生じます。(学校での怪我での受診の場合はセンターの手続きが優先されますので、ご了承下さい。手続き後、治療費及び見舞金が振り込まれます)

9・その他

① 生活リズムを整えよう



- 1) 睡眠を十分に！！・・・人間は目覚めてから2時間くらいから、脳の働きが活発になります。始業時間頃には、脳の働きが活発になっている状態を！

☆寝る子は育つ・・・寝ている間、成長ホルモンがでます。22:00頃から活発に出始めますので、その時間には熟睡できている環境をつくりましょう。

- 2) 朝ごはんは「金」の値打ち！

☆脳は最も多くのエネルギーを消費します。朝ごはんぬきだと脳が必要とするエネルギーをまかない切れず、考える力が十分でないためボーッとした状態になってしまいます。



- 3) できるだけ排便してから登校する習慣を！



- 4) 姿勢に気をつけよう！

☆お子さんの姿勢見つめていますか？ 学習している時、本との距離は30cm以上ありますか？テレビを見ている時、食事の時など目配りして下さい。悪い習慣がつくとなかなか治りにくいものです。親子でチェックしましょう。

5) 手洗い、うがいの習慣を！



② 歯磨き指導について

本校では給食後の歯みがきを実施しています。むし歯予防の一環としての習慣づけです。割れにくいコップ、適切な大きさの歯ブラシ、歯ブラシ、コップがはいる大きさの巾着袋の準備をして下さい。



③ その他

※お子さんの心身の健康面で気になる事がりましたら、担任や養護教諭へ相談して下さい。

資料1

治癒報告書 (出席停止解除願い)

※満市立兼城小学校

学校長 殿

年 組 氏名

	病 名	出席停止の期間の基準
1	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
2	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
3	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
6	咽頭結膜熱(アデノウィルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	その他の感染症 (溶連菌感染症)	医師において感染のおそれがないと認められるまで

1. 受診した日・医療機関名 (月 日・医療機関名)

2. 診断名 ()

3. 出席停止期間 (月 日 ~ 月 日)

上記疾病について、医師の診察を受け、治癒しましたので登校させます。

平成 年 月 日

保護者氏名 印